



平成31年度税制改正：相続法の改正

UHY Tax ニュースレター / 2019年7月

1. 配偶者居住権について

配偶者居住権の付された不動産は、物納劣後財産となる。配偶者居住権及び敷地利用権は、相続税の課税対象となる。但し、配偶者短期居住権は、相続税の課税対象にならない。

① 配偶者短期居住権

ア. 遺産分割協議の場合

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割によりその建物の帰属が確定するまでの間又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、引き続き無償でその建物を使用することができる。

イ. 遺贈の場合

配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、居住建物の所有権を取得した者は、いつでも配偶者に対し配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができるが、配偶者はその申入れを受けた日から6か月を経過するまでの間、引き続き無償でその建物を使用することができる。

ウ. 家庭裁判所の審判

遺言もなく、建物を取得する相続人が配偶者居住権を設定することに同意していない場合に、家庭裁判所の審判によって、配偶者居住権を設定することができる。

② 配偶者長期居住権

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人の所有建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその使用又は収益を認めることを内容とする法定の権利を新設し、遺産分割における選択肢の一つとして、配偶者に配偶者居住権

を取得させることができることとするほか、被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができることにする。

2. 遺産分割

① 持戻し免除の意思表示の推定規定

婚姻期間が20年以上である夫婦の一方配偶者が、他方配偶者に対し、その居住用建物又はその敷地（居住用不動産）を遺贈又は贈与した場合については、民法第903条第3項の持戻しの免除の意思表示があったものと推定し、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の持戻し計算を不要とする。

② 仮払い制度等の創設・要件明確化

ア. 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策
預貯金債権の仮分割の仮処分については、家事事件手続法第200条第2項の要件（事件の関係人の急迫の危険の防止の必要があること）を緩和することとし、家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を行使する必要があると認めるときは、他の共同相続人の利益を害しない限り、申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部を仮に取得させることができる。

イ. 家庭裁判所の判断を経ないで預貯金の払戻しを認める方策

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、各口座ごとに以下の計算式で求められる額（ただし、同一の金融機関に対する権利行使は、法務省令で定める額を限度とする。）までについては、他の共同相続人の同意がなくても

単独で払戻しをすることができます。

単独で払戻しをすることができる額 = (相続開始時の預貯金債権の額) × (3分の1) × (当該払戻しを求める共同相続人の法定相続分)

③ 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲

遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲に関する規律の要点は、以下のとおり。

- ア. 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人全員の同意により、当該処分された財産を遺産分割の対象に含めることができる。
- イ. 共同相続人の一人又は数人が遺産の分割前に遺産に属する財産の処分をした場合には、当該処分をした共同相続人については、アの同意を得ることを要しない。

3. 遺言制度に関する見直し

① 自筆証書遺言の方式緩和

全文の自書を要求している現行の自筆証書遺言の方式を緩和し、自筆証書遺言に添付する財産目録については、自書でなくてもよいものとする。ただし、財産目録の各頁に署名押印することを要する。

② 遺言執行者の権限の明確化等

- ア. 遺言執行者の一般的な権限として、遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は相続人に対し直接にその効力を生ずることを明文化する。
- イ. 特定遺贈又は特定財産承継遺言（いわゆる相続させる旨の遺言のうち、遺産分割方法の指定として特定の財産の承継が定められたもの）がされた場合における遺言執行者の権限等を、明確化する。

4. 遺言書保管法

法務局における遺言書の保管等に関する法律（以下「遺言書保管法」）は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度である。

遺言書の保管について、保管の申請の対象となるのは、民法第968条の自筆証書によってした遺言（自筆証書遺言）に係る遺言書のみである（第1条）。また、遺言書は、封のされていない法務省令で定める様式に従って作成されたものでなければならない（第4条第2項）。

遺言書保管法の施行期日は、施行期日を定める政令において令和2年7月10日からである。

5. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の被相続人の親族が、無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、一定の要件の下で、相続人に対して金銭請求をすることができる。

ご質問やご要望がございましたら、お気軽にお問い合わせください。



コンタクト

UHY税理士法人

富田 直也 - パートナー

Email: tomita.tax@uhy-tokyo.or.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂 7-3-37 プラース・カナダ 3F

Tel: +81 3 5410 1393 / Fax: +81 50 3156 3592

Website: <http://www.uhy-tokyo.or.jp/uhy-tax>

